平成２６年（フ）第８６号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1206番地の１
沼田アパート203
債務者　上野　篤雄
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０１号
青森市本町２丁目１番５号　シティパレス本町205号
債務者　米田　由佳
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
青森県むつ市柳町１丁目６番３号　メゾンヨシダ101号
債務者　乾　　葉子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８１号
神奈川県横須賀市武１丁目７番３－９号
債務者　浦　　幸恵
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０２号
和歌山市新堀東１丁目８番６号
債務者　三倉洋服店こと　三倉　慶和
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８号
和歌山県紀の川市貴志川町前田690番地18
債務者　廣本　玲奈
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２６号
和歌山市狐島401番地の６　ソレイユ１番館103
債務者　神谷　将紀
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２７号
和歌山県岩出市山827番地の８
債務者　河野　潤一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２８号
和歌山県有田市初島町里1207番地41　北原団地13－１
債務者　山本　征嗣
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３２号
和歌山県紀の川市荒見88番地２
債務者　吉川　久子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３７号
山口県周南市橋本町２丁目22番地　金崎マンション305号
債務者　今村　盛市
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第４１号
岐阜県大垣市新長松１丁目58番地　棚橋ハイツ南東号
債務者　松野美津子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
北海道旭川市神居１条12丁目２番13号　ＡＸＩＳカムイ103号室
債務者　横山　真実（旧姓猪狩）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２６号
北海道旭川市神居１条12丁目３番３号　112さとう８号
債務者　猪狩真知子（旧姓麻木）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１号
北海道富良野市若松町３番15号　ロジングハウス207号
債務者　西部みどり
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４２号
北海道旭川市末広東２条１丁目５番３号
債務者　川邊　　智
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部